

大阪府後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

〔平成19年7月26日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合条例第24号

（設置）

第1条 大阪府後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第2項の規定に基づき、事務局を置く。

（職員）

第2条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

2 事務局職員の定数は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）の定めるところによる。

3 事務局職員の給与、服務その他の身分取扱いに関しては、大阪府後期高齢者医療広域連合事務局の職員の例による。

（委任）

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。